

第四十九回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第三号

昭和四十年八月五日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 井原 岸高君

理事 岩動 道行君

理事 八田 貞義君

理事 山内 広君

白井 莊一君

塚田 徹君

藤尾 正行君

稲村 隆一君

中村 高一君

受田 新吉君

出席國務大臣

建設 大臣 瀬戸山三男君

出席政府委員

防衛施設庁長官 小幡 久男君

建設事務官 鶴海良一郎君

(計画局長) 志村 清一君

(建設事務官) 竹内 藤男君

(都市局長) 古賀雷四郎君

(河川局長) 尾之内由紀夫君

(建設技官) 尾之内由紀夫君

委員外の出席者

防衛庁事務官 財満 功君

防衛施設庁長官 功君

防衛施設庁事務官 藤本 幹君

防衛施設庁事務官 藤本 幹君

建設事務官 上條 勝久君

(建設研究所) 上條 勝久君

専門員 茨木 純一君

本日の会議に付した案件

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

国の防衛に関する件(基地問題)

○河本委員長 これより会議を開きます。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田口誠治君。

○田口(誠)委員 建設省設置法の一部を改正する法律案について質問申し上げたいと思ひます。

が、ただいまも理事会でいろいろと検討いたして見ましたが、本国会では審議する時間も少ないので、私のほうもまとめて質問を申し上げたいと思ひますので、答弁のほうも要領よくお願いいたしたいと思ひます。

本設置法の改正案については、廃案または継続審議というような経過をたどって、五度目の提案だと思ひます。従来の改正案は、与野党ともに非常に無理な面がございまして反対をしまいたつたのでございしますが、今国会に提案をされた改正案は、われわれが最も反対をしてきた重要な点については削除をされておりますので、私どもも、その他の改正の内容をいろいろ検討をしてみまして、これに対する建設省当局の御見解を率直にいたしたい、そしてこれの結論を決定したい、かように考えておるようなわけでございします。

大体改正案の内容を仕分けしてみますと、本省計画局に宅地部を新設するというのが一つ。それから、現在ある建設研究所を建設大学校に名称を改変するということ。それから本省の付属機関と

しての建設審議会、中央建築士審査会、それから中部地方建設局に用地部を置き、定員が、一名でございしますけれども、減になっております。それから公共用地の審議会に新たに諮問を求める制度をつくる。それから建築士法の一部の改正、それに首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の改正に伴う条文の自動的な整備というものが内容になっていくわけです。

そこで、私のほうから特にお聞きをいたしたいと思ひますことは、従来の問題と取っ組んでまいりましたときに、社会党として一つの大きな問題として考えてきましたことは、建設省のもろもろの行政が国民の要請にこたえるような態勢を發揮してあるかどうかという点について、非常に疑問があるわけでございします。したがって、そのことは、定員の問題とも関連をするわけでございします。が、私は宅地部あるいは用地部の新設に伴う質問をする前に、まず定員の問題について初めお聞きをして、あとから新設等の問題についてお聞きをしてまいりたい、かように考えております。

従来の資料をずっと繰って見ますと、昭和三十六年度からこの四十年間までの定員数を見ますと、定員としては増加をいたしておりますけれども、これは臨時職員が本採用化、定員化されたものに過ぎないのでありまして、実人員というものがそんなに増加してないという数字になっておるわけでございします。したがって、この五十年間の職員の増員等を私どもが考えてみましたときに、今後、仕事が多くなつた現在の段階において、今日までとられてきたような人事行政がとられるとするならば、働く職員は非常に労働強化されて、そして自分の健康を失ふことができないようになるのではないかと、こういうことが憂えられるわけでございします。しかも、予算の面からいいますと、ここ数年間に予算の面で

は倍になっておるのでございします。この倍になっておるといふことは、すなわちそれだけ仕事を多く手をつけたということでもあり、また物価の上昇ということもありまして、いずれにいたしましても予算が倍になっておりまして、そうして、仕事が増大してまいりまして定員が増加しておらないといふところに問題があると思ひます。そこで、現在ある定員すら、私のほうの調べでは千五百名ほどでございしますが、欠員があるようでございします。したがって、この問題につきましても、閣議決定だと思ひますけれども、千名近い九百名ほどの凍結がなされておるといふことも聞いておりますので、この点について、まず、現在の実情と、この欠員の補充、凍結の問題等について、建設省の考え方を示していただきたいと思ひます。

○瀬戸山國務大臣 いま田口さんお話しのとおり、御承知だと思ひますが、建設省の定員は、中央・地方を通じて三万五千七百二十名ということになっておるようであります。反面、国民生活の基盤整備のための道路、河川あるいは住宅、下水その他都市等、いろいろさらに強化し、予算的にも増大する段階になってきておりまして、いまお話しのように、予算等も規模が非常に大きくなつておる実情であります。ただ、それだからといって、予算どおりに従つて定員をふやし人員をふやすといふことは、御承知のように、すべて近代化と申しますか、機械化、施工方法の改良等によつて能力をあげるということが、建設行政のみならず、その他においても当然なことでありまして、必ずしも事業量の増大あるいは予算規模の増大に正比例して定員をふやすといふことは適当でない。また、そういうことは考えておりません。けれども、今後といえども、公共事業を中心とする建設省関係の事業量は、ますます増大してまいりま

す。それは必ずしも請負制度等の利用あるいは機械化等の能率向上だけでは、カバーできないというところを私も考えております。そういう時代でありますから、全体的な構想としては、今後ますます事業量を増大しなければならぬという考え方をいま持つておられますから、必要に応じて必要なる人員を増加しなければならぬ、こういう考え方を基本的に持つておられるということを申し上げておきたいと思ひます。ただ、一面、これは建設省のみならず、御承知のとおり、行政機構が戦後膨大になってきた。したがって、公務員のあり方等についていろいろ国民的な論議がされておられ、すべて申し上げるまでもなく国民の負担でありますから、その負担ということも十分に検討すべきことは当然であります。世間では、必ずしも公務員の定員増というのを、国民の側からすると、歓迎をしておられない。これが実情であろうと思ひます。そういう諸般の事情から考えて、公務員の定員というものは考えなければならぬ、こういうことであると思ひます。これはまあ一般論であります。

そこで、具体的に申し上げまして、その定員三万五千余の中で、従来一千五百くらい欠員の状態になっております。この一千五百の中で、昭和四十年度の予算で約五百を増員する、四月から新規採用として増員することにいたしました。残りの約一千名というものについて、いまお話しのように、こういう情勢でありますから、他の産業の人手不足等の関係もあって、公務員の補充をしはらく見合はせよう、こういうことが先般閣議の了解事項といひますか、方針として定められておるわけでありませう。けれども、これはまだ最終決定ではございせんが、建設省自体としては、建設事業の増大に伴つて、このまま凍結するという態度は適当でない、こういうことで現在研究をいたしてあります。と同時に、最近の産業経済情勢の御承知のような停滞で、民間産業等の新規採用等がやや停滞ぎみになっております。これは新規卒業者等の就職問題に重大な問題でありますから、

民間産業等においても、できるだけ新規採用をするようにというところを政府は民間に勧奨をいたしておるわけで、民間に勧奨して政府の機関が新規採用を凍結するというところは、これは矛盾でありますから、そういう点をさらに検討をしようというところで、目下政府内部で、いわゆる増員問題をどの程度ゆるめるか、実情に応じて必要な人員は新規採用ということで補充をしなければならぬ。正確な数を出しておるわけではありませぬが、そういう方向で検討をいたそう、こういうことになっておりますということを申し上げておきたいと思ひます。

○田口(誠)委員 お聞きしておりますと、私どもの要望しておる線に向かつて努力していただいておりますという点は了解できますが、先ほども申しましたように、昭和三十六年度の建設省の事業予算、これは一般道路、治水、住宅、災害、下水まあいりいろいろございませうが、五千四百七億円だったと思ひますが、四十年度になりますと、一兆三百十七億円になって、先ほど申しましたように、五カ年間に約二倍の予算が取られておる。その陰には、それだけ仕事が増大しておるということが明確になっておられますし、定員の関係は、先ほど大臣からもお話がありましたように、現在定員としては三万五千七百二十名でありますけれども、しかし、定員が欠員をしておるといふことから、現場等へ行ってみまると、非常に労働強化がなされておるわけなんです。ここで労働強化がなされておるのかという点で、定員が充足できないのかということですね。これを率直にひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○鶴海政府委員 昨年度定員が凍結されましたに、相当数の欠員があつたのでございませう。約千名程度の欠員がございました。その欠員が当時充足されていなかった一番大きな原因は、特に技術系の職員でございませうが、民間の求人需要が非常に多くございまして、政府のみならず、一般に人手不足という状態になっておりました。そういう

う関係で定員が完全にできていなかったという状況でございませう。

○田口(誠)委員 昨年までは一般事業所のほうが非常に景気もよく、学卒の新採用が多いということから、役所のほうでは非常に定員を充足するといふことについてむづかしかったわけなんです。が、今年は御承知のとおり、非常に事業所があるつておりませぬので、まだ大学卒業生なんかは五〇％ぐらいいし新採用をする決定を事業所がいたしておりませぬ。これは最終段階にいきまして、今年に例年比で相当新採用の数が少ないと思ひますので、こういう時期に役所のほうでは定員の不足分を充足してもらわなければならないと思ひておられますが、こういう点についての手回しは十分になされておるかどうか、この点も伺つておきたいと思ひます。

○鶴海政府委員 先ほど大臣からもお話がありましたように、凍結されました定員の取り扱いにつきましては、内閣におきまして検討が進められております。そういうこととにらみ合わせまして来年度の充員計画を樹立していきたいというふうに考えております。ちょうどたいいお話がありましたように、民間の求人が減つておる時期でありますから、優秀な人材を確保するには一番いい時期であると思ひます。定員の取り扱いについての内閣としての方針がきまり次第、建設省としての充員計画をいたしたいと思つております。

○田口(誠)委員 政府自体として閣議決定等で了解を得なければならぬ問題もあつたので、答弁としてはあまりすつきりした答弁のできないところもあるようでございますが、先ほど来申し上げておりますように、実際に現場へ行ってみまうと、請負をさせた事業の推進状況に対しての監督業務とか、あるいは用地の関係、夜間作業の関係、道路、河川の管理、こういう点を実際に見ますと、人が足りないわけなのであります。特に道路の管理をするパトロールなんかの労働実態を見ますと、非常に目に余るものがあるわけなんです。目に余るということは、人員が足りない、

労働強化が行なわれていて非常にかわいそうだ、こういう気持ちが出てくるわけなんです。そこで時間外等を調べてみますと、実際的には、時間外の手当というものは、全部が支給はされておられませぬけれども、実時間外をやつておる時間数というもの、非常に多いわけなんです。労働基準法に照らしてみましても、これは違反をしておる状態になっておるわけなのでございませうが、こういうことをまず解消してもらわなければならないと思ひます。したがって、地域、またその職種によつては、非常に労働強化がなされて、これが蓄積されたために身体が弱くなつて病気になる。その病氣もよくならずにとつとこの世を去るというやうなこともできておるといふことを、私は聞いて知つておるわけなのでございませうが、こういう点を考えてみますと、これは本会議質問ではございませぬけれども、総理大臣の人間尊重というやうな点からいひましても、これは建設省で十分に意をこの方面に向けていただいて、定員増加という面については、大きくこれから努力をしていただかなければならぬ問題であると思ひます。大綱的には私の申し上げておることを認めて努力するということでございますが、実際に現場のほうで私がたゞいま申しましたやうに非常に労働強化が職種によつてはなされておるといふ実態は、つかんでおられるだろうと思ひます。特に中部地方の地建関係は、だいが足りないように思ひます。この辺について、ひとつ御説明をいたしたいと思ひます。

○鶴海政府委員 たいいお話の問題でございませうが、これは地方地方によつて事情が異なつております。また各工事事務所ごとにおきまして、事情が異なつております。道路の維持等特に夜間でなければ仕事ができないというふうなところもございまして、御指摘のやうな向きがあるやうかと思ひますが、全体を通じて見ますと、大体現在の事業量の消化ができる人員は、配属いたしております。ただし、事業が年度年度によりまして過不足が起つてきますが、人員のほうは必ずし

も円滑に移動ができないような事情がございまして、そういう摩擦的な関係で一人当たりの事業消費量が多いとか少ないとかあるかと思ひます。

それで、御指摘の中部地建でございますが、中部地建につきましては、事業量と人員の関係を見ますと、大体各地建の中等位にございまして、特に中部地建がひどいという状況ではないというふうなことを考へております。

○瀬戸山国務大臣 私からもお答えをいたしてお

きますが、いまお話しのように、全体量からいって、人員の問題は先ほど申し上げたことで御了解願ひたいと思ひますが、全体からいって、大體見合つたものという考え方で定員をきめております。ところが、いまお話しのような事態が部分的にはあるというところは、私も承知をいたしております。いま官房長からお答えいたしましたように、事業場と申しますか、工事個所の移転、あるいは地方のたとへば道路にいたしますと、道路の事業量の増減があります。ところが、それに見合つて全国的な視野に立つて定員の増減をするというところは、簡単にはできない。というのは、御承知のように、地方の事業所等に属する方々の中には、やはり地元出身という方が相当多いのでして、その事業量が減つたから直ちに他の事業量の増大したところに移転するということは、いろいろな生活条件等のために簡単にうまくいかない、こういう事情があるわけでありまして、しかし、事態は現にそういういまお話しのようなことがありま

すから、できるだけそういうことのないように私どもとしても研究をし、努力をいたしたい、かように考へております。

○田口(誠)委員 ただいま答弁のありましたよう

に、地建ごとの事業量が違ふということばかりです、それからその事業量に見合つて定員をそれぞれ移動させるということは、職員の配置転換にからむことであるから、なかなか言いやすくやりにくいという点もわかるわけなんです。したがって、私の指摘しました中部地方の建設局管内が、大體中くらいだというお説でございますの

で、中くらいなところであつた程度に人員不足ということになりますと、これは全体的に不足であるという点が完全に指摘できると思ひます。したがって、現在まで建設省のワクを持つておられる定員数というものは当然補充をして、もうしていまの労働強化をされておられる状態を緩和してもらいたい。この点はいままでの答弁の中でありましたので、努力していただくということは了解していただけたものと思ひます。

それから凍結の問題につきましては、これはこれから努力をしていただかなくてはならぬわけなんです、この凍結の問題も、軽率に何名凍結というふうなことを一方的にきめて、建設省のみならず、各省に対して押しつけをするというふうなことは、私は全く無理なやり方であらうと思ひますので、極力こういう凍結を解除する点について、建設大臣が先頭になつてひとつ努力をしていただきたいと思ひます。こういうことをしていただければ、いま職員が労働強化に悩まされておられる面を緩和することができようと思ひますので、この点については、ただいまの答弁はその方向に向かつておるといふふうに私は受け取つておりますので、期待をいたしておりますから、努力を心から要請をいたしておきます。

次に、宅地部の新設の関係でございますが、少しくその必要性を説明していただきたいと思います。その説明のしかたとしては、現在こういう状態にあるが、やはり行政上こういう隘路があるから、宅地部を新設して、そして将来この宅地行政というものをこの方向に持つていくのだということ、こういうふうに分けてわかりやすく御説明をいただきたいと思います。

○鶴海政府委員 土地問題が大きな問題であり、

かつ差し迫つた問題になつておりますことは、御承知のとおりだと思ひます。この土地問題に対して建設省が現在やつておりますことは、一つは、計画局におきまして宅地制度を将来どういうふう

に持つていくかということの研究調査をやつております。また宅地の需給のアンバランスをでき

るだけ解消するという意味におきまして、宅地の供給をやつております。一つは、住宅局におきまして、新住宅市街地造成事業というのをやつております、一つは、都市局におきまして、区画整理方式によりまして土地造成をやつて、これを一般の市民に提供しておるといふ事業をやつております。要するに宅地制度の問題とそれから宅地を造成して供給するという事業、この二つが大筋になつておるわけでございます。

宅地の造成につきましては、現在公団あるいは地方公共団体あるいは土地区画整理組合というふうなものを動員いたしまして手がけております。宅地の造成事業は、約九千万坪程度にのほつております。かような大きな事業をやつておりますが、これがばらばらの局で行なわれておるといふ現在の状態では、強力な宅地行政を行なつていきま

されております一つのことは、土地の値上がりというものが、昭和十年、十一年ころから比べますと、非常に上昇をしまつた。これは土地だけでなしに、その他の物価も上昇してきておるわけでありまして、しかし、物価の上昇に比較をして、土地の価格というものは非常に上がつてきておる。こういうようなことから、現在では公営住宅すら都市部には建てるのができない。ずっと市外地のほうへ住宅を建てる。したがって、働く労働者は、それがために通勤が遠くなる。交通地獄をかもし出す。こういうようなことで、この土地の値上がりというところについて何とかならぬものか、こういうことがいわれておるわけですが、宅地部をつくつてそして建設省がスムーズに事を運ぼうといひますと、やはり問題は金を多く出さなければならぬといふことになりまして、したがって、そのことにおいてこの土地の値上がりには拍車をかけることになるんじゃないか、こういう心配が地方でなされておるわけなんです。これは思ひ過ぎた心配かも知れませんが、実際に今日の土地の値上がりからいって、そうして都市の現在価格からいって、働く労働者はなかなか住む家を建てるのができない。そうして建ててある家を借りようといひましたとしても、労働賃金の三割とか、多いものは五割も出さなければ借りることができない、もともと、公営住宅の場合は別でございますけれども、そういう実態でございますので、こういう点をやはり解決してもらいたい、こういう要請があるわけなんです。しかし、このことは建設省に私どもが詰め寄つてみても、建設省で解決ができるものではないと思ひます、ただ宅地部をつくることにおいて、ますますこの土地の値上がりには拍車をかけることになるんじゃないか、こういう心配については、どういふお考えであるか、この点をひとつお伺ひをいたしたいと思います。

○田口(誠)委員 これは十分に説明を聞けばわかつてくるだらうと思ひますけれども、建設省に宅地部をつくるということにおいていろいろ心配を

○瀬戸山国務大臣 お説のとおりでありまして、宅地部を設けようというの、先ほど官房長がお話をいたしましたように、宅地行政を一元化して強力に推進したい、これがねらいであります。御

承知のように、住宅問題はきわめて重大な問題であります。従来、十分とは申し上げられませんが、これに必要な努力をいたしてきております。しかし、政府といたしましては、一段の思い切った住宅政策を推進しようという考え方をいまいたしてあります。問題は、それに応じていかなる住宅、宅地の確保、この造成、これがその前提となりますので、住宅政策を強力に推進いたします。まお話のように、一般物価の上昇傾向、これは経済の伸展等に従ってある程度やむを得ないものもありますが、一般物価の上昇と全然比較にならない土地の上昇を来しております。個人といわず国といわず、住宅政策の推進に大きな支障を来しているばかりでなく、直接宅地の問題ではありませんけれども、先ほど定員の問題でお話になりましたように、いわゆる公共事業等は道路その他ますますその事業量を増大しなければいけません。そうして国民の期待にこたえようということ、一般公共用地の取得についても、この地価の上昇ということが、国家経済からいっても、あるいは国民経済からいっても、非常な支障になっておるといのが現状であります。こういうことに対しては、従来とも一般物価問題と同じよりも、土地の、特に宅地の値上がりというものについて何とか抑制をしなければならぬ、そういう意味で、政府政策でできるだけ大団地等を得し、あるいはすでに新住宅市街地開発法等、特別の法律をつくって、いわゆる収用法の適用などをいたしまして、できるだけそれを抑制する。あるいは税制の問題等、総合的にやってみておりますけれども、それほどたいした効果がないというふうな現状でございます。これはいまお話のように、全く政府ばかりでなく、国民的な一つの悩みと申しますか、割り切れない気持ちを持つていて、これが現状であると思っております。したがって、これはいま検討中でありまして、具体的なことを申し上げられる段階ではございませんけれども、もちろん建設省のみの施策でこの問

題が解決するとは思っておりません。けれども、土地に関する多くの事業は建設省が所管いたしておりますので、私のほうでいろいろ検討をいたしておりますが、こういう事態になりますと、思い切った地価抑制策を講ずる時期である。ややおそきに先してありますけれども、おそくとも将来まだまだ膨大な土地問題があるわけでありまして、思い切った措置を講じたい、こういう考え方でせう。その方策を検討中でありまして、その考え方の基本は何かというと、土地というものは、一般財貨と違った観念で取り扱う必要がある。もちろんわが国においては、御承知のとおり、土地というものはやはり私有財産の目的になっておりまして、憲法その他の諸制度で御承知のとおりでありまして、しかし、私のいまの考え方では、人間がつくり出し得る、いわゆる増産し得る一般の財貨と、人間が増産し得ない、限定されておる、しかもその上ですべての人間活動が行なわれておるといふ、それ以外の方法はないという土地の価格の取り扱いについては、一般財貨の考え方と全然異なった考え方に基づいて今後の地価対策をすみやかに、相当強力な措置をとりたい、こういう考え方を保持して、いませう。その方策を検討中であるということをお願いいたします。

○田口(誠)委員 直接に宅地の価格問題をどうこうしてもらねばならぬということでは質問をしておるのではありませんけれども、全国市街地の宅地価格の指数を見ても、三十九年度を一〇〇にして、十年後の三十九年度は七二六になっておる。こういう状態であるから、これから道路、ダムその他建設省が土地を手に入れられる場合には、非常に買収に困難が伴うと思うのです。この困難をスムーズにやろうとすると、金を多く出さなければならぬ。多く金を出すと、金を出さなければならぬ。土地価格の引き上げに拍車をかける。こういうことが実際にできるのではないか、こういう心配をしておるのだから、そういう点については、ただい

まも建設大臣から一つの将来の考え方、説明はされましたけれども、いまお考え方を保持しておいていただければ、そういう心配はないのだという点を答弁の中でいただくわけにはいかないものか、非常にむづかしい問題だから今後努力するという範圍内のもので、その点をひとつ承っておきたいと思っております。

○瀬戸山國務大臣 これは国民全体が私が申し上げたようなあらましの考え方を保持していただかなければ、解決しない問題だと思っております。したがって、将来というよりも、私どもがいま検討いたしておりますのは、各種の公共事業が大幅に推進される。住宅の問題は御承知のとおりであります。そういう事態でありますから、将来といわず、来たる通常国会にそういう措置をとる提案をいたしたいと思っております。ぜひひとつ実効の伴うように御協力を願いたいと思っております。

○田口(誠)委員 この宅地部を設置して、宅地行政に対してのいろいろな細かい私どもの要求なり問題はありますけれども、あとの質問者の都合で、大まかな聞き方をして大まかな答弁でいかなくちやならないと思っております。いづれにいたしましても、建設省としても、現在の宅地が他の物価の上昇率とは問題にならない非常な上昇率を示しておる、こういうことから、この問題の解決に非常に苦慮され、今後努力されようとしておるといふ真意はわかるわけでございます。したがって、将来こういう問題については、こうした公式の委員会だけでなしに、建設省のほうへ参つて、いろいろと私どもの考え方を徹底をし、そして努力をしていただきたいと思います。したがって、この宅地部を設置することに於いての人員の配置状況は、どの程度考えておられるか。

○鶴海政府委員 宅地部を設けました場合に、現在宅地部にいくべき仕事をやっておりますところの職員を集めますか、新たに増員もいたすわけでございますが、省内の現在やっております職員の振りかえを申し上げますと、計画局の総務課というところで制度をやっておりますが、そのうち

四名を宅地部に持つていく、それから都市局の区画整理課というところで区画整理方式による土地造成をやっております職員がおりますが、これが三名でございます。それから住宅局の宅地開発課におきまして、宅地開発行政をやっております者が十三名、合わせまして二十名は現在の職員を宅地部に振りかえることにいたしております。それだけでは足りませんので、さらにそのほかに七名の増員を認めていただいております。合わせまして二十七名でございますが、さらに将来この事業の増大にかながみまして、機構の充実には努力いたしたいというふうに考えております。

○田口(誠)委員 定員の関係はたゞいま御説明があったわけでございますが、一番最後に私のほうの要求を申し上げたいと思っておりますが、それは用地部の新設の必要性を御説明いただきましたと思っております。

○鶴海政府委員 現在地方建設局におきましては、東北地方建設局、関東地方建設局、近畿地方建設局及び九州地方建設局の四地方建設局におきまして、用地部が設けられております。その他の四地方建設局には、現在設けられておりません。この用地部が設けられております地方建設局は、すでに数年前から用地を買収するという仕事に急激にふえてまいりましたので、それに対処する意味で用地関係の機構の充実をはかったわけでございます。ところが、最近になりまして、中部地方建設局の仕事が非常にふえてまいりましたのに伴いまして、用地の事業が急激にふえてまいっております。今年度の見込みでは、用地補償費の推定約五十九億というところまでまいっております。これはすでに用地部を設けております関東地方建設局の他の地建の用地の事業量にほとんど匹敵いたす額でございます。そのような事態に対処いたす意味におきまして、中部地方建設局の用地事務の機構の充実をはかりたいというふうに考えているわけであります。

○田口(誠)委員 中部地方建設局には地方用地部がないから、仕事も非常に増大してきたから今度設け

たい、そのお考え方はわかりますが、既存のものについては、仕事がちよつと減ったところもあると思うのですが、こういうところについては、もう用地部は必要がないから改廃するのだ、こういうところは現在のところでは別なんでしょうか。

○鶴海政府委員 現在までのところ、すでに設けております地方建設局の用地拡張費の額につきましては、若干の上がり下がりがございますけれども、用地部を廃止するのが適当であるというところまで用地拡張費が下がっているところはございません。

○田口(誠)委員 それでは次に移りますが、建設研究所を建設大学校、こういう名称に改めるわけなんです、これはたいへんりっぱな名前前で、ここで研修を受けた場合には、建設大学校を卒業したということになって幅がきくわけなんです。ただ、私がいろいろ心配しておりますことは、これは建設所においておいてもそうだし、大学という名称に改めてもそういうことがあろうと思ひますが、一般事業所の場合でも、いろいろ講習なり研修をさせる場合には、人の人選、こういう人の人選には私情がからむ場合がございまして、それからそこを出た者と出ない者が非常に格差をつけられた取り扱いがなされるわけなんです。こういうことから、いままでの実績からいってどうだということが聞きしたいのと、それから今度名称を変える必要はどうしてあるのかということ、変えた後のそこを出られた職員の待遇等は、従来の研修所を出られた人と何ら差別はないのかどうか、こういう点についてひとつお聞きをいたしたい。

○瀬戸山国務大臣 研修所あるいは今度皆さんから御賛成を得た場合に大学校になったその取り扱い等については、あとで事務当局から御説明させていただきます。

建設大学校という名称になぜ変えるのか、なぜそういう制度にするのかという点について、私からお答えいたしておきます。これは御承知だと思ひますが、この提案は昭和三十八年からいたしてお

るわけでありまして、最初、建設関係の事業がだんだん進歩いたしまして、いわゆる新しい考え方や新しい工法、機械等がいろいろ進歩してまいりますので、従来の建設事業関係の職員等も研修をしなければならぬ、こういうことで研修所というものを始めておるわけでありまして、その機構を整備あるいは拡大いたしまして、内容も充実し、そして建設大学校というものにして整備しよう、内容を強化しよう、こういうことで順次整備を続けてまいっておるわけでありまして、現在、四百人程度でないかと思ひますが、最長一年あるいは六カ月で、それは対象によつて違つておりますが、そういうことを今日まで進めてまいりました、だんだんと、御承知のとおり重要性を増す、しかも事業量等も膨大化してくるこの建設事業について、事務あるいは技術者の養成あるいは指導、再教育、こういうものをするのが適当である、こういうことでできております。そういう意味で、たとえば地方自治についても、職員の諸君の自治大学というものをつくつて大いに研修をし、そして新しいと申しますが、充実した内容を持った職員を多くつくり出したい、こういうことでやっておりますが、それと軌を同じくして、非常に予算規模も大きい建設事業関係の職員の養成をいたしたい、それは建設大学校というところまで持つていくことが適当である、またそこで研修される人も一段の励みをする、こういう考え方でぜひこれをお願いしたいというのが、この提案の考え方でございます。

○鶴海政府委員 そのほかの問題についてお答えいたします。研修所に研修生として入つてくる場合の人選でございますが、現在は、建設省内部の職員につきましては、たとえば地方建設局におきましてそれぞれ選考いたしまして、受講資格者と申しますか、研修生を決定いたしておるわけでございまして、御指摘のように、不公平という問題が起らないようにいたしますためには、選抜につきましているような方法もございましょうが、要はこの研

修機構を拡充、強化いたしまして、みんなの者ができるだけ研修を受ける機会を持つというふうにすることが先決問題であらうと思ひます。さうな意味におきまして、過去数年にわたつてこの建設研究所の機構の拡充をはかつてまいつたような次第でございます。将来もこの努力を続けまして、できるだけ広く職員に機会を与えたいというふうに考えております。

なお、この研修所が大学校になりました場合に、大学校卒業生ということと他の者と差別待遇をするのじゃないかという御質問でございましたが、これは普通の大学と違ひまして、大学を卒業したというふうな特別の資格があるわけではございません。建設大学校になりました場合にはございしても、その中の特定のコースを終了したということとございまして、大学校の卒業という取り扱いはいたしてまいらぬつもりでございます。したがいて、大学校卒業生ということと特別な地位を付与するということとは考えておりません。

○田口(誠)委員 大学校に名称を変えて、一人でも多くここで研修を受けさせるような、こういう考え方を持っておるということとでございますが、これは研修科目というものが従来と変わるのか、ふえるのかどうかということなんです。従来のものは、技術関係が主だったと思うのです。これは住宅関係とか官繕、河川管理、総合計画、都市計画というような技術関係だと思ふのです。そこで、定員の関係で、技術屋を採用することが今日までは非常に困つておられたわけなんです、そういう人たちが建設省の考へておるように採用できるということになりますれば、研修させる職員も少なく済むのか、計画どおりに技術屋も十分に採用できても、なるべく多くの人にこの研修をさせて、技術関係のことを身につけさせるということなのか、科目は何かふえるのか、減るのか、その辺のところもちよつと内容について説明をいたしたいと思ひます。

○上条説明員 科目につきましては、従来から、ここに書いてありますように、一応当面建設行政

を進めていきます上において必要な科目は取り上げてあるわけでございまして、科目自体はさしたつてそうふえることにはならぬと思ひますが、現在の時点では、私も考えますのに、普通工業高校程度を卒業した人たちが都道府県なり建設省が採用するという場合には、大学出は別といたしまして、現在でもこしばらくはそういう趨勢が続くのじゃないか、こう考えるわけでございまして、したがって、その情勢とにらみ合わせながらそれらに必要な養成、研修は引き続きやらなければならぬと思ひます。いまお話のございました、そういう技術屋が採用できるような事態になった場合どうするかということとでございますが、これはやはり人が不足する、しないという問題ではございませんで、質の向上をはかつてまいり、そしてなるだけ全体的なレベルアップをするということが唯一の研修の目的であらうかと思ひますので、引き続き積極的に進めていく必要があると思ひます。

○田口(誠)委員 残余の問題は、また他の委員から質問を申し上げるので、私はこれで質問を終りたいと思ひますが、特に要望しておきたいことは、定員の問題が、すつきりした答弁はしていただいたものの、実際に行なう場合にはなかなか困難性も伴うと思ひますが、この点については最大の努力をしてみたい、このことを要望して、私の質問を終わります。

○河本委員長 山内広君。

○山内委員 質問する予定はありませんでした、もう会期も終わりに近づきまして、賛否の態度をはつきりしなければならぬ大事な点だと思はれる一点だけを、新しい大臣にお聞きしておきたい。もちろん大臣御承知のとおり、建設省の設置法は非常に難航しまして、何回も廃案になった。またお出しになったわけですが、しかし、今回は私どもの反対した明確な理由が理解していただけたのか、全部それが削除されまして、こういう形で提案されてきたわけでありまして、

そこで、大臣に少し念を押しておきたいのであります。私も反対した大きな理由の一つとして、地方建設局に権限を委譲する。それよりも地方公共団体にできるだけ権限を委譲すべきではないかという大きな立場から、私もそういう主張を続けてきたわけであり、今回その点がなくなりましたことは、賢明な提案だったと思いますけれども、今回は必ずしもこの点は削除した。今度はこれが通ってしまうと、この次またそういうものを提出しになるのか。いわゆる外堀を埋めて内堀にまたかかると、こういう巧妙なやり方であれば、これは私もたいへんなことだと思ふので、大臣もかわられたことでもありますが、建設行政に対する基本的な新しい大臣の該博なお考えを聞かして、安心してこれに賛成のできるような御答弁をいただきたい。

○瀬戸山国務大臣 事、法案提案でありますから、決して外堀を埋めて云々という、そういうふまじめな考えは持っておりません。前に提案されておりましたのは、いま山内さんからお話のように、四回くらい提案されておるわけであり、これは一つの考え方ではあるわけであり、地方にある程度の事務を委譲しよう。御承知のとおり地方建設局は、現在全くいわゆる土木の現業官庁であります。しかし、現在の建設行政は、申し上げるまでもなく国全体そうであり、各地建のありますブロックブロックにおいて、農業でもあるいはその他全般の関係をならみ合せて建設行政をやるべきである。これは当然なことであって、いわゆる広域的なものを考えて計画を立て、仕事を遂行する。これが当然なことであり、従来地方建設局は必ずしもそういう状態ではなかった。一つの考え方として、ある程度本省における事務を地方に委譲しようという考え方は、そこに基づいておるのでありますから、考え方自体としては必ずしも全面的に不当であるとは思っておりません。ただ、その事務の委譲自体が、しかばその趣旨に必ず沿うものかどうか、あるいは事務の簡素化になるのかどうかという点

については、必ずしもすっきりしたものでなかった。これは率直に申し上げまして、社会党の皆さんも御反対でありましたが、党内においても、私どもの政府と党の中においても、その点についてはいろいろ議論があった問題であります。そういう事柄もありまして、さらに御承知のとおり、いわゆる臨時行政調査会の答申に基づいて、建設行政ばかりではありません、全般的な事務配分等、行政機構改革すべきであるという御意見も出ておるのであります。その中で建設行政についても、いまむしろお話のように、直接いわゆる地方公共団体に委譲して、複雑な行政機構でないようにする、これが住民のしあわせじゃないかという御意見等も相当出ております。そういうものもいろいろ再検討して、そうしてなるほど、と思われる案でなければ出すべきでない、こういう考えから、ただ一べん提案したからこれはあくまでも固執する、という態度は、この際とらないほうが適當である、こういう考えに基づいておられますので、これが済んだらあとでまた案を出すという考えは、全然いま持っておりません。

○山内委員 大体誠意のある御答弁と思つて了解いたします。どうぞぜひ無理をなさらずで、私どもの意見を十分取り入れて、どうぞまた近く行政監視委員会も結論を出したいと思います。十分案を練られていただきたいと思ひます。終わります。

○河本委員長 国の防衛に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村高一君。

○中村(高)委員 横田飛行場の基地の周辺にありますが、民家の移転の問題についてお尋ねをいたします。この周辺に大量なものが飛行場の周辺で移転をするという事柄は、いままでもなかったと思うのでありますから、いろいろ新しいケースなども出てくるとは存じますが、すでに防衛施設庁のほうで移転の対象になる方面は調査

済みかどうかあります。現在までの調査で、調査は済んだのか。もう一つは調査いたしました範囲、対象であります。どの程度までを対象にせられたのか、大体どのくらいの戸数を移転の対象として調査せられたのか、調査の結果について先に御報告を願いたいと思ひます。

○財満説明員 事務的な問題でございますので、私から御説明申し上げます。

調査に關しましては実情につきましてもかなり進んでおりますが、完全に終わったという段階ではまだございません。ただいままでのところ横田飛行場の進入表面下にあります、私どもが措置を講じようとしたしております家屋の戸数は、六百五十四戸が南側、それから五十九戸が北側、合計七百十三戸所在するというふうになっております。

○中村(高)委員 これらの調査をもう一応お済みになったと思ふのでありますが、まだ引き続いて調査をおやりになる予定でありますかどうか。

○財満説明員 この調査の一部分についてはこれからいたしますし、さらに措置を実施いたします場合、その評価の問題がございます。したがって、その評価に關する部分の調査は、これからいたす所存でございます。

○中村(高)委員 これからも調査を要するものも出てくることだと思ふのでありますが、現在調査せられたのは、何か基準に基づいて御調査になつておられると思ふのでありますが、どんな基準で御調査になつたか。

○小幡政府委員 横田飛行場あるいは厚木飛行場といふように、ジェット機の着陸する飛行場とひんばん度の多い飛行場周辺の集団移転処理に關しまして一つの基準を設けたいという意図から、七月の三十日に基地問題等閣僚懇談会の了解を得まして、一応の目安をつけて処理をすることにいたしました。

その概要を申し上げますと、まず第一に、着陸帯から約一千メートルまでの進入表面下の必要と認められる区域にある建物などは、所有者等の申請によりまして移転費を補償いたしまして、その敷地を買収したい考えであります。なお進入表面下につきましては、必要な場合は勧奨によつても右の措置を講ずるといふことができるようにしたいという考えであります。第二点は、着陸帯から五百メートルまでの進入表面下の農地等も買収することができるといふ点であります。第三点は、進入表面下の区域のうちで一定の区域において将来新たに住宅等を建築されないよう必要な措置を講じまして、安全対策を確保したい。こういう諸点が閣僚懇談会で了解されまして、この原則に従いまして今後集団移転等の処理をやつていきたい、かように考えておる次第であります。

○中村(高)委員 土地の買収というように、大体御説明があつたのでありますが、一番問題なのは家屋であります。土地の所有者である人、土地を賃借しております者あるいは借家、多種多様な居住者であります。土地と家屋を持つておる者、あるいはこういう者の中にも含まれておる者が、そういう者に対しては、家屋の居住というふうなことに對しては一体どういふ政府側の方針になつておりますか、御説明願ひたいと思ひます。

○小幡政府委員 特に横田周辺に多うございまして、借家人、これについて申し上げますと、借家人が移転される場合の補償につきましては、個々の実情に應じて通常生ずべき損失について検討することとはもちろんでございますが、たとえばいまは家賃の差額でございまして、これから先へ移る家賃の差額、それから動産等の移転費、そういったものを十分勘案いたしまして、適正な補償額を算定したいという考えであります。

○中村(高)委員 一番問題になるのは、家屋の所有者と家の居住者との話が当事者同士ではとても解決がつかぬという問題が、たくさん出てくると思ふのであります。こういう場合には、政府側が中であつて片づけなければ、当事者同士でとても話がつかぬものでもありませんが、そういうものに対しては、今後調査が終わつたあとで損失

の基本的価格等をおきめになるのだらうと思ひますが、その上で政府が中に入つて解決する、そういう方針ですか。

○財満説明員 仰せのとおり、所有者と借家の方の間の話し合ひで双方の意見がまとまりませんと、移転は円満に行なわれなかつたと思ひます。したがひまして、私もしましては一番大きい、大部分を所有しております昭和飛行機株式会社と借家人の方との間に介入さしていただきまして、ごあつせん申し上げたいというふうな考へております。

○中村(高)委員 そういう場合に必ず問題になると思ひますが、居住者としては政府から出る立ちのき料によつて自分で家のできる人もありまして、金銭によつてはとも自分でも新しく家を建てるというふうなこともできませんし、また急に相当の家族を持った人が、これだけの者が集つて家をさがすなというところは、今日の住宅事情からいってなかなか困難だと思ひます。ある自治会では、一戸について百八十万円ずつほしい、そういう要求も政府に出るようでありまして、そういうことはケイ・スパイクスというか、個々の者とそういう折衝をするのか。それともこういう自治会、固まつておる者に対しては要求どおり金で解決するということをおきめになるのか。その辺のところを御答弁願ひます。

○財満説明員 いま先生のお尋ねにありました個人個人に対して折衝するからいはずは自治会を対象として折衝するからお話でございますが、いづれにいたしましても、私も正当な権利関係者を話し相手としたしまして折衝を進めていくという所存でございます。自治会のほうで皆さんを代表していただき得ますれば、それは当然自治会と話し合ひをしたい、こういうふうな考へておるわけでございます。なお、百八十万円というお話がございました。一応そういう評価も地元のほうにおきましてはあらうかと存じますが、私もとしまして、通常生ずべき損失の評価につきまして

は、現在評価中でございます。また結論が出ておりませんので、その点については、いづれそれができるまで後に具体的な折衝の段階で地元にお話ししたい、こういうふうな考へます。

○中村(高)委員 そうすると、評価の金額、基本というふうなものはまだ御決定になっていないのでありまして、これはどういふことになりましか。土地なら土地は現在の価格でおそらくは評価されるのでありまして、世間並みの評価でおやりになるのか。そういうことについて、土地並びに家屋について非常に不安を持っておるようでありまして、おそろくは現在の価格を標準にして判定をされると思ひますが、そういうことについての何か内部でおきまりになっていることがあります。

○財満説明員 ただいまのお話は、評価方法の話であらうと存じますが、私もといたしましては、一応日本不動産研究所あたりで発行しております土地建物指数というものがございまして、そういうふうなものを参考にしながら、その近辺の実情を加味いたしましてやつてまいりたい、こういうこととございまして、建物等につきましては、当然当該地の住宅等の実情に應じて経年減価もしてまいらなければならぬ、こういうふうな考へております。

○中村(高)委員 そうしますと、これから具体的なことに入られると思ひますが、大体新聞などで発表されたのを見ますと、進入地点というか、あるいは着陸区の地点といふますが、そういうところから大体五百メートルぐらいまでは土地と家屋であつて、それから先は家屋だけだといふようなことが新聞などに発表されておるものでありますけれども、それはそういうところまでおきまされておるのですか、そういう具体的なところまで。

○小幡政府委員 先ほど申し上げましたとおり、閣議了解の線、千メートルまでの進入表面下におきましては、先ほど先生もおっしゃいましたように、建物並びにその敷地、それから五百メートル

ルまでは農地も考へる、かようにきまつております。

○中村(高)委員 この進入地点のほうはいまの御答弁でわかりますけれども、そうすると、その飛行場の進入地点から横のほうには、今度はどういふような基準で買収をされることになりましか。

○財満説明員 補足させていただきますが、いま先生がおっしゃいましたのは、転移表面のことであらうかと存じます。その部分につきましては、必要に応じて、申請によつて家屋の移転をしたいという方がございまして移転していただきまして、移転費用をお支払いし、その土地の買収をいたします、こういうことになっております。

○中村(高)委員 それは何ですか、距離やなんかは制限なしですか。それとも希望があれば……。

○財満説明員 一定の距離はきまつてございまして、具体的に申し上げますと、滑走路の方向に向かいましては、千メートルの中でございます。転移表面といへども千メートルの中、それから側面、飛行場の長辺に面しましては約三百メートル程度を考へております。

○中村(高)委員 これは道路やなんかの場合と違つて、道路にかかるといふことを買収するといふようなものとはちつと違つて、騒音ですとか、なかなかむづかしいことだと思ひます。飛行機の音ですとか、道路なら道路の買収に必要な幅員があればいいんですけれども、騒音はなかなか幅員のように簡単にはかゝることができないので、どこまでが一体うるさい範囲内になるのか。あなたがいま三百メートルといふのは、何の基準か。科学的にそれほどの根拠があると思ひます。科学的にその程度の範囲といふのであります。そういうことについては、ひとつ三百メートルといふことに固執されずに、現地を調査されたらどうかして、これはとてもひどい、考へておつたよりはひどいといふ場合も出てくると思ひます。そういうことに対する考へ余地があると思ひますがいかがですか。

○小幡政府委員 一応そういう基準を設けておりますのは、騒音もさることながら、危険という点も非常に重視いたしまして、過去の米軍並びに航空自衛隊の事故の実例等を科学的に研究いたしました結果、いままで申しましたような範囲のものを優先的に取り扱うのが妥当と考へた次第であります。いま先生もおっしゃいましたように、その境目の微妙な点につきましては、なお状況もいろいろあらうかと思ひますので、よく調査をしたいと思つております。

○中村(高)委員 あまり窮屈な形でなく、とにかく対象になつておるものが七百戸もあるものでありますから、あまりとらわれなくて、移転したいというやむを得ない者に対してはよく考へて、調査の対象等を考へていただきたいと思ひます。さつき長官からも御答弁の中にありましたが、いまは住んでおる家屋が、平均して八百五十円とかいふ非常に低家賃で住んでおる者が多いのです。ですから、これからの家賃を借りるという場合には、そんな安いものがあるはずはありせんので、これに対しては居住者の要求は、二十か年くらいは家賃の損失を移転補償の中に考へてもらいたいといふようなことも陳情しておるようでありまして、その点はどうかでございますか。

○財満説明員 一応、通常生ずべき損失といたしまして、そういう際に家賃の差額をお支払いするという例は、建設省等に實際にございまして、ただ二十年といふような長期に對しましては、これは現在のところ、おそろく私もとしまして不可能であらうといふふうな考へます。これから年限につきまして地元の方とお話し申し上げ、適正なものにつけてまいりたいといふふうな考へます。

○中村(高)委員 家屋の所有者と居住者との間になかなか難関だと思はれるのは、家屋の所有者は全額補償を自分のほうにもらいたいという気持ちになると思ひます。そこで、これは家賃の借家人として、長い間、ここにも二十年以上も居住しておる人ばかりでありますから、居住権といふものを認められないと、ただ家屋の中にある物件の

移転費というものだけでは知れたものだと思うのであります。これは当然そういうことを政府側で考えていただかなければ、持ち主との間の折衝の場合にも支障になることは当然であります。居住権というものは、むしろ政府では考慮されておると思ひますけれども、その点はどういうふうにお考えになりますか。

○財満説明員 居住権と申しますか、この種の一種の権原に準ずべきものの存在は、これは当然認めていかなければならぬと思ひます。それを政府が負担するか、あるいは地主あるいは家主と申しますか、そういう方々との間で分収していただく、そういう問題は、今後の問題として十分に検討してまいりたいと思ひます。各地における慣行など見ましても、ほぼそれは政府の負担でなくて、分収する、分担するというふうなかつこうになつておるものが多いと思ひます。検討いたします。

○中村(高)委員 いざとなつたら、なかなか問題がたくさん出てくると思ひます。やはり予算の関係もありますから、そう長いことひまを重ねておるばかりでは年度内に処理ができないというふうな問題も出ると思ひますが、具体的な評価の基準ができて、そして折衝に入るといふようなことは、大体いつごろをめどにしておられますか。

○財満説明員 ただいまの予定は、八月末に処理要領をつくり上げたいというふうに考えております。ただ、これは財政当局との折衝その他の問題もございまして、私のほうの予定ばかりでまいりかねるところもあるかと思ひますが、われわれの事務的な進行の予定は、そのように考えておる次第であります。

○中村(高)委員 そうしますと、八月中にはそういう原則的なものができて、それから折衝に入るとして、いつごろからそういう具体的なことにかかれるのか。それが一つ、思ひ切つて政府が補償してくれば問題ないのでありますけれども、居住者が予定したような金額が出ないとい

うような場合には、なかなか政府で考えたようにスムーズにはいかない。そうしますと、これだけの集団のものを移転させるという場合には、やはり集団的に土地を求めるとか、集団家屋をあっせんするとか、何かそういうことがないと、なかなかこれを片づけるということもむづかしいと思ひますが、政府は補償金額がきまつてそれが片づけばそれでいいんだとお考えになつておられぬと思ひますけれども、ただ金だけきまつたからというて、なかなかどうも六百戸も七百戸も移転するということは、やはり政府で何か考えてもらわなければ、実際の解決はできないんじゃないか。私は、地元の地方自治体の責任者などにも、土地を見つければ、何でもしなない限りには、これだけのものの移転はなかなかむづかしいぞということも言つて協力を促しておるのでありますけれども、ただ金だけ、補償の金額がきまつたというだけでは片づかぬと思ひますが、それから先のこともお考えになつておられますか。

○小幡政府委員 お話のとおり、金だけで簡単にいくとは思ひませんので、集団移転等の際には、十分われわれも関係省庁と協力いたしまして、少しでもお力になりたいというふうに考えております。

○中村(高)委員 移転者については大体のことをお聞きいたしましたのでありますが、なお、付近の商店からもまた陳情書が出ておるのであります。付近の商店ではやはり一つの損失として、移転をせられるために非常に収入が減るとかいうようなことで、そういうことの補償も出してもらいたいというふうな要求も出ておりますが、そういうことについても考慮されるかどうか。

○財満説明員 商店の移転によつて生じます問題につきましても、これは先ほど申しましたように、通常生ずべき損失ということで補償いたします。ただ、いま先生がおっしゃいましたように、このような措置等のために営業上計画どおりの収入があがらなかつた、そのために生ずる損失はどうするかというふうな問題につきましても、現在

のところを直接的に補償するという方法はございせん。たいへん遺憾でございますが、そのような無形の損害と申しますか、等につきましても、私どものほうでそれを確認し得る方法がございませうれば別ですが、その方法もいまちょっとないかと思ひますので、これは将来の問題といたしまして——これは横田だけのことでございせん、全国的な問題でございせん。別途の問題として検討してまいりたいと思ひます。

○中村(高)委員 これは法律的にもなかなか問題があることも、われわれにもわかるのであります。が、これだけの六、七百戸も相手にして表に商店をつくつてやつておつたものが、ごそつといふくなくしてしまつて、またこれも移転しなければ食えないという問題も出てくると思ひます。表に一並び商店があつて、全部それは裏の住宅を相手にして、移転をされちゃつてなお商店が残つてみたところが、しかたがない。これもやはり一つの損失として、政府の施策による損失としてやはり考えてやらなければ、だれも買ひ手のないところで商売しているというのもおかしいと思ひますが、それはどうですか。

○財満説明員 その場合に、私どもとしては、その商店の方も一緒に移転していただきますように御勧奨申し上げたいというふうに、そつちのほうの方法をとりたいと考えております。

○中村(高)委員 そうしますと、多少いまいったような基本の距離などからは離れるというものも出てくるし、政府の基本計画からは多少離れるものも出てくるが、そういうものも十分考慮していただけると理解してよろしいですか。

○小幡政府委員 そういつた直接的な因果関係のあるものにつきましては、十分考慮したいと思ひております。

○中村(高)委員 それではこの施設関係についてはそれでよろしいうございすが、あと労務関係で一つだけお聞きいたしておきたいと存じます。いま王子のキャンプの閉鎖の問題が起つて、ストに入つておるのでありますが、米軍の司

令部から施設庁への通告があつたのだといわれまが、まだまだ個人には通達がありませんけれども、本年九月末日までに三百名、十二月二十四日までには四百五十名、来年の六月までに残りの二百三十名、これだけが解雇されるということが施設庁のほうに通知があつたということでありまが、その事実がございましたでしょうか。

○小幡政府委員 いまおっしゃつたとおりの通告があつたことは、事実であります。

○中村(高)委員 そうしますと、一番早い組はこの九月末日までに三百名が首になるというのであります。が、これはもう政府でも十分考えていただかなければならぬ問題であります。アメリカ側の都合でいきなり解雇するとか閉鎖するとかいふことをいまでも言つてきておるのであります。が、はなはだわれわれとしては理解できないのであります。一方、的、もう終戦以来二十年も使つておつた者を、ただアメリカ側の方針だけできめて、そしてそれを実行するといわれても、なかなか多数の労働者にとっては重大なことであります。が、政府側としては一体どういう方針でこれに臨まれるのか。米軍に対して、そう突然にそういう指令を受けても、それを聞くことはできないといふような折衝をしておられるのか。あるいはやむを得ないとして、何か別の交渉でもしておられるのか。一体米軍から通告を受けてから、いままでもこんなことをおやりになつてゐるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○小幡政府委員 お話のように三百名が、九月末日という比較的早い時期に整理されるという予告を受けて以来、鋭意米側と折衝しております。私自身も一昨日府中の参謀長に会いまして、ぜひともこの九月三十日の整理というものは、先にならぬかといふことを相当強く申し上げました。米軍としては、今度の閉鎖は、地図局を日本本土以外の地区で分散してやりたい、一つはドル防衛と、もう一つは軍の機関の統合による経費の節約という面から考えておるのであります。が、この基本方針そのものはなかなか動かしにくいと思ひ

ます。この離職対策が十分にいかないうちに早期に整理されるということは、われわれとしましても非常に苦慮しておりますので、何とかこの九月三十日というものをと先に延ばすということ強く申し入れ、その他いろいろ申し入れておりますが、幸い参謀長のほうも、非常に困難とは思いますが、上級機関に対してあつせんのをやめようという返事はしてくれております。結果については樂觀いたしておりますが、なお今後とも努力したいというつもりでおります。

○中村(高)委員 米軍側がこれからどうゆう回答をしてこれるか分かりませんが、いままでの例からいくと、米軍で決定したことは非常に強く実行されておるのであります。こういう場合がいきなりきたということは、もちろん米軍の都合でありますけれども、おそらく日限を待つということくらいは聞くのじゃないか。言い出したままで首にするということではなくて、方針は変わらぬが、期限を延ばすということくらいはできる。だるうとわれわれは思ふのでありますけれども、ただそれは米軍にまかせるだけで、防衛庁の責任者なり何なりからそういうようなことを強硬にやることは、可能でありましょうかどうですか、そういう見通しですね。

○小幡政府委員 先ほど申しましたように、この人員整理が一次、二次、三次という区分けも含めて上級機関からきたと言っております。したがって、なかなか原則はかたいと思ひますが、先ほど申しましたように、参謀長は困難とはわかつておつても、なおかつワシントンのほうへ上申するということを書いておられますので、われわれもまたそれに協力して、他に方法があればその方法も考えまして、何とかひとつの問題だけは努力したいと考えておりますが、樂觀はできないというふうな考えております。

○中村(高)委員 そうしますと、延期をさせる間に政府と組合なら組合側で折衝して、解雇される者の再就職のことなども当然考えられなければならぬと思うのでありますが、そういうことの大体

の対策が立つまでも待つてもらうというようにすることでもない、いきなりほうり出されるだけではありませんが、他の政府関係とも連絡する、内閣に中央離職協議会ですか、ありますが、そういうところにも持ち出して、他の役所ともひとつ協力して再就職のことなどもやってもらいたいと思うのですが、その点はどうですか。

○小幡政府委員 その点につきましては、われわれもその気でおありまして、離職協にも連絡しております。加えて、私の考えで防衛施設庁に王子の離職対策班をつくりまして、そこで王子の方の職務の分析、あるいは本人の御希望もよく伺ひまして、米軍の他の施設への配転、あるいは官庁への就職、あるいは民間への就職というようなことにつぎまして、雇用主の立場から何とか応援申し上げたいというふうな考えております。

○中村(高)委員 われわれが希望したいのは、そういうような一つのあつせん、いろいろの協議をするまでの間だけでも首切りを待つてもらう、全部とまではむろんいきましますけれども、大体のめどをつけて、そしてそれからやむを得ないならやむを得ないということもあり得ると思ふのです。それから人によつては、九月あるいは十月にやめなければならぬとするならば、自分で職を見つけて任意に退職するという者も出ると思ひますが、これを任意退職として扱わずに、やはりこれは整理として、やむを得なかつたんだという扱ひはもちろんできと思ひますけれども、それはどうですか。

○小幡政府委員 その点につきましても、一昨日参謀長とも話し合ひまして、大体の了解はできております。大体と申しますのは、米軍の都合でどうしても事前にやめてもらつては困るというううな人があります場合には、若干残つてもらうということはあると思ひますが、七月七日以降におきまして——七月七日といふのは、ちょうど米軍から通告のあつた日でありまして、それ以降にそういう先の離職を見越して自分から身を引こうという方につぎましては、整理並みの扱いをする

ように申し入れてありますし、米軍も原則的には了承しております。

○中村(高)委員 もう一つだけで終わりにいたしますが、あの王子のキャンプのあとは、返還されてしまつたならばどういうことになるか。政府の土地でありましようが、米軍もいなくなり、みんななくなつて、あと土地あるいは施設が残るのですが、これに対しては、いままでの勤務者などが使いたいとか、あるいはそこを何か訓練所にでもして、そうして再就職の職業訓練をさせるといふようなお考えもあるように聞いておりますけれども、政府側としてはそういうようなことに對していろいろ考慮されておると思ひますが、どんなことを考えられておられますか。

○小幡政府委員 王子につきましては、現在米軍が通告しております人数がかりに整理されましても、まだ若干の事務所等はすぐにはなくならぬ関係がありますので、現在のところ返還というううなことを決定的には申しておりませんが、もう少し成り行きを見まして、返還等のことがあれば、いまお話しのようなことも、この土地に限らず、具体案によつてはわれわれも検討したいというううに考えております。

○中村(高)委員 よろしうございませう。

○河本委員 榑崎弥之助君。

○榑崎委員 時間がありませんから、簡単に二点お伺ひをして、あとは資料要求で終わりたいと思ひます。

一点目は、ここ数年板付基地の問題については、返還かもしくは平和な国際空港かという問題で超党派的な運動が福岡市に起こつておることは、御存じのとおりであります。昨年十月以来、板付基地はいわゆる米軍の実戦機がいなくなりまして、予備基地としての性格になつたわけでございます。最近の情勢を見ますならば、予備基地としての性格が、これはアジアの情勢に対して考えらるならば、前進基地としての性格が、非常に強くなつてゐる。したがつて、せんだつてのB52の緊急避難の問題、さらにC130の避難の問題、それ

らを考えるならば、この際私どもがかねて主張しておつたとおり、板付基地を日本に返してもらうなり、もしくは平和な国際空港として、民間のための空港としての使用を強く米軍当局に訴へるべきであるかと私は思ふ。かねて主張しておつたとおりです。B52が飛んできたら困るとか、C130が飛んでくることは好ましい状態ではないというううな、單なる日本政府の願望だけでは問題は解決しない。具体的にいま使つていないのだから、福岡市に返す、あるいは民航の国際平和空港化への努力をさらに積極化する、こういう方策があつてしかるべきだと思ひますが、長官のお考えをお伺ひしたい。

○小幡政府委員 板付飛行場が、現在予備基地あるいは訓練基地になりまして、常駐する米軍機が減つてゐることは事実でございますが、直ちにこれを返還しようという問題は、現在のところ不可能かと思つております。

なお、国際空港の問題でございますが、この問題は、そういう前提のもとで共存をして、そういう方向に若干ステップがとり得るんじゃないかというううに考えております。

○榑崎委員 長官は、そういう私が申したような交渉を米軍にやる気はないのですか、やれないのですかどうなんですか。

○小幡政府委員 これは榑崎先生も御承知のように、基地を撤去する場合には、向こうが必要とする以上は日本側で代替基地を選定してやるということになるだらうと思ひますが、おそらくあの辺に必要な基地の代替といふと、やはり九州になつてゐると思ひます。現在のところ、われわれのほうも種々調査してきた経緯がございますけれども、そういう適地が九州にはないという前提で申し上げたわけでございます。

○榑崎委員 それは板付基地が実戦機の基地として使用されておつた時代の話です。昨年の十月から、あすこはもうないのですよ。そしてときどきこういう事態になつたときに、ああいう危険な使用が行なわれておる。だから、むしろ使つてない

んだから、予備の基地なんというて、あんな一万
フィート、三千三百メートルの滑走路を持つたあ
いう基地を、米軍がいつか使用するのに必要だか
らというような、そのような薄弱な理由でいつま
でもほうっておくということは、私は、日本国民
の平和の立場に立つならば、妥当な態度ではない
と思います。当然交渉してしかるべきだと私は思
う。これは福岡市民七十万の願望であると同時に
に、いまや日本国民の願望になってまいっており
ます。非常に危険な存在になってきております
よ、板付の基地というのは、ああいう困った事態、
B 52、C 130 が飛んでこないようにするには、ど
うすればいいかというのを考えてもらわなく
ちゃ困る。飛んできてもらうのは好ましい状態では
ないというような、そういう単なる意思表示では
は、問題は解決しませんよ。私は、もう少し施設
庁長官が、いままでの経過を知っておるんだから、
前向きでこの板付基地の問題を米軍に提起し
てもらいたいと思う。かわりの基地がないからそ
れは言えないなんという問題じゃないです
よ。これは性格が変わっておるのです。実戦機が
いなくて、余分にとっておこうというんだ。だ
から、問題があるときにはああいう飛行機が飛ん
でまいる。重ねて長官のお考えをお伺いしたいと
思います。

○小幡政府委員 現在におきまして予備基地、訓
練基地となっておりすが、なお米軍自身も月間
約数百回利用しておるような状態でございまして、
いますぐこれをどうこうということは、私はむず
かしいと思います。

○樺崎委員 むずかしい、やさしいの問題じゃな
いと言ふんです。私は、そういう交渉をすべきで
はないかと言っているのです。そういう姿勢にな
るべきではないかというのを言っておるのです
よ。成功するかどうかを言っているんじゃないの
です。可能かどうかを言っているんじゃないの
です。まず日本政府がそういう姿勢になるべきで
はないか、それを言っているのです。それについ
ての長官のお考えをお伺いしておるのです。

○小幡政府委員 それにつきまして、先ほど申し
ましたように、代替飛行場を用意しての話になる
と思ひますが、現在の状況では、たとえそういう姿
勢をとりましても、なかなか代替飛行場が見つか
らないという状態でございまして、御了解願
いたいと思ひます。

○樺崎委員 昨年十月以来、板付基地が性格を
変えましたね、予備もしくは訓練基地として。そ
れから以降、われわれが絶えず言っていた要求につ
いて、あなたは、あるいは施設庁は、米軍に對し
てかけ合つたことがあるのですか。合同委員会な
どでかけ合つたことがあるのですか。

○財満説明員 板付飛行場の返還問題に關しまし
て、合同委員会に持ち出して話し合つたことはご
ざいせん。

○樺崎委員 なぜしないのです。絶えずわれわれ
は要望し、福岡市長からも要望しているはずで
す。

○財満説明員 そのことと並行いたしまして、米
軍の飛行機も飛んでおることだし、非常にやかま
しいので、騒音防止その他の調査を進めてもら
いたいという問題もございまして、私もその
両面に交渉をするに至らず、片一方の対策のほう
をやっているというのが実情でございまして、も
ちろん移転促進協議会というものが現地にござい
ます。したがって、移転促進協議会のほうから早
く移転してくれという御要望も承っていること
は事実でございまして、申しわけないと思つて
おりますが、現在までのところ、その交渉を合同委
員会にいたしたことがないというのが事実でござ
います。

○樺崎委員 最近の板付の存在の意義といひます
か、そういうものを考えるならば、私は、むしろ施
設庁長官が、何回も言うように、過去の経過も
知つておるのですから、閣議なら閣議に出して、
そして日米合同委員会にやつぱり板付基地の返還
の問題について真剣に意見を出すべきだと思ひ
ます。そうすべきだと思ひます。可能であるか
どうかは、その次の問題です。そういう姿勢にな

られないかということ、私はお伺いをして
いるのです。なるべきです。長官のお考えを私はお伺
いしているのです。これは、今度の臨時国会は期
間が短いから深くは追及できないが、いずれ来
るべき臨時国会では徹底的にやります。いまのよ
うな答弁ではおさまりがつきません。再三です
が、重ねて長官の姿勢についてお伺いをしたい
ます。

○小幡政府委員 私は、二カ月足らずでございま
すので、板付問題は十分検討いたしましたして、また
今後の方針をつくりたいと思つております。

○樺崎委員 二カ月しかたつていないとおし
ますが、あなたは板付基地の問題については、
施設庁でも非常にうんちくの深い方です。した
がつて、いまのおことはば——私は単なるこの場
の長官のお考えをお伺いしたいと思ひます。した
がつて、前向きな姿勢でひとつ検討を加えていた
だきたい。二番目に、たゞいまの板付基地の問題と
関連をして、板付基地のかつて実動基地としての
時代にいろいろ調査を政府はなさつたと思ひ
ますけれども、そのうち人体に対する影響につ
いて調査が行なわれたと思ひます。これは福岡市
の要望で九大付属病院ですか、医大といひます
か、医学部を通じてなさつたと思ひますが、私
は、その結果については時間がありませんから、あ
とで資料要求しますが、そのうち、この調査の結
果は福岡市当局は独自で発表できないのですか。
そういう規制を政府は加えておるのですか。

○財満説明員 先生おっしゃいますとおり、三十
六年以来一般健康状態、それから乳幼児の發育調
査、母乳の分泌の調査、難聴の問題、それから疲
度の問題、つまり騒音に關連して、そのような項
目についてどのような影響があるかという調査
を、九大に調査してもらつております。ただ、九
大当局と打ち合わせをいたしましたところ、なお数
結論を出すまではかかる、こういうふうな連絡
でございまして、したがひまして、私ももと
騒音が人体に及ぼす影響の調査は、その結果はた
いへんに影響するところが大きいと見ております

るので、途中で打ち切ることなく、九大になお今
後継続して調査委託をいたしたい、こういうふう
に考えておるものでございまして。

○樺崎委員 私は、内容を聞いておるのじゃない
んです。その調査の結果は、全々出ていないん
です。継続中のものもありましようが、出てお
るものもある、あるいは中間発表できるものも私
はあるんではなからうかと思ひますが、その辺はど
うですか。

○財満説明員 私ども、九大当局と連絡したこ
ろによりまして、結論の中間的に出たものもある
ようでございます。ただし、全体的な結論を待
つてこれを発表しないと、不測の影響を及ぼすこ
とが九大としてはやはりこわいということ、九大
自体として発表したくないという意向でございま
す。私も、それは発表すべきではないというふ
うな規制を行つておる次第ではございせん。

○樺崎委員 そうしますと、じゃ全然調査の結
果については報告はないわけですね。

○財満説明員 私どもには報告はまいっておりま
せん。

○樺崎委員 そうすると、福岡市のほうからい
ろいろ九大に連絡はとつておると思ひます。福岡
市のほうに對して政府から、それについて発表も
しくは意見等を出すことは控えるという規制は、
全然してないんですか。

○財満説明員 私どもとしては、全然その規制は
いたしておりません。

○樺崎委員 それは福岡市当局の言つておること
と食い違つておるんです。福岡市当局のほうは、
政府から規制を受けて発表できないということ
を私に言いました。だから、その点を私は明確に
してもらいたいと思ひます。

なお、ここ数年かかるといふようなことでは、
いまの基地の状態、過去の経過からいって、そ
ういうのんきなことを、ああそうですか済まされ
ないと思ひます。もう少し適切な——長期にわ
たるものもあるうが、短期で結論の出るものもあ
るはずだから、その辺はもう少し区分けをして、

九大と連絡をとってもらわないと、相当の影響があるというわれわれは確信のもとに政府に要求をして、調査をやっていたいておるんだから、そのわれわれのそういう追及をはずすために、まあゆっくりやっておつてくれというような、そういうことじゃないと思うけれども、結果としてはそういうことになりますからね。これに対しては、何かひとつ適切な指示を与えていただきたいとは思っています。

○財満説明員 御承知のとおり、昨年の五月から板付におきます騒音は、やや低下いたしております。そこで、九大としては、四十年以降におきましては、臨床実験調査をしたいということを言っておるわけでございます。それ以上私どももちょっとその方面の医学的な知識もございませんし、九大当局のそのようなおっしゃりについて、一応感じとしてはごもっともだというふうに思っています。そのような調査を、なお数年続けるということをご承知しているわけでございます。四十年以降以降におきまして、予算要求をして継続してまいりたい。

なお、私どもが福岡市を抑制して発表を差し控えさせておるといふふうなお話でございますけれども、これは、私が先ほど申し上げましたように、その影響するところがきわめて大きいので、中間的に誤解を招くような発表をしたくない。こういう九大当局、医学部当局の御意向を私どもは尊重いたしまして、それでは続けてそのまま研究・調査をやっていたきたいというふうに取り計らったのが実情でございます。

○楢崎委員 それでは、これで最後にいたしますが、年度別のその調査のための予算と、それから調査項目、結果が出ていないのならばそれだけでけっこうでありますから、資料として出ていただきたい。それをお願いをいたしておきます。

それから、板付基地の返還の問題につきましては、これは長官、閣議にぜひとも持ち出してもらいたい。そうして返還につきましても前向きな姿勢を打ち出してもらいたい。これはひとつ宿題として

てお与えをいたしておきますから、来たるべき臨時国会で防衛二法もかかることであろうから、徹底的にこの点は——きょうみたいな答弁では、これは進まぬということを、ひとつお覚悟の上御検討いただきたい。

○河本委員長 次会は、明六日、午前十時理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

昭和四十年八月九日印刷

昭和四十年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局